

山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の指定管理者の候補者について

山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の指定管理者の候補者については、山梨県産業労働部指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

| | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨 |
| 2 指定の期間 | 平成26年4月1日～平成31年3月31日 |
| 3 申請団体 | ・公益財団法人やまなし産業支援機構 |
| 4 指定管理者の候補者 | 名称：公益財団法人やまなし産業支援機構 住所：甲府市大津町2192番地の8号 |
| 5 候補者の選定理由 | <p>候補者の提案の審査にあたっては、申請団体が1団体であり、相対的な評価ができないことから、提案価格を除き各審査項目の中間を標準として、加点減点方式により採点した。</p> <p>審査の結果、候補者及び候補者の提案は、選定理由のとおり、これまでの実績に基づき十分評価に値するものであったため、候補者として選定することとした。</p> <p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者の提案は、施設の設置目的や県が示した管理運営業務の内容及び基準に合致するとともに、外部委託の見直しによる経費節減への取り組みなど、施設の維持管理の考え方や手法が具体的であり、効率的な管理運営が期待できる。</p> <p>また、産業振興を目的としたイベントへの取り組みや利用者の立場に立った総合的サービスの提供など、利用者増加やサービス向上の考え方や手法が具体的であり、実現の可能性が高い。</p> <p>さらに、候補者は、施設の管理運営について十分な知識や経験があり、財団法人全体でのバックアップ体制など人的能力や経理的基盤を有しており、安定的な管理運営が期待できる。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p> |
| 6 指定管理者選定委員会の概要 | <p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：高千穂大学経営学部教授・藤田泰一 委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授・今井 久 委員：税理士法人中山・久保嶋会計公認会計士・久保嶋 仁 委員：山梨県水晶宝飾協同組合専務理事・滝田和彦 委員：山梨県商工会連合会参与・原 栄治</p> |

(2) 審査日時

第1回：平成25年5月20日

- 概 要 ・ 募集要項の確認
・ 審査の基準及び方法の決定

第2回：平成25年9月6日

- 概 要 ・ 申請団体のヒアリング
・ 申請書類の審査・評価

第3回：平成25年9月20日

- 概 要 ・ 候補者の選定
・ 選定結果報告の作成

○採点結果

| 選定基準 | 審査項目 | 配点 | 候補者 |
|---------------------|---------------------------------------|-------|----------|
| 1 総合的な運営方針 | ①実施方針 | 2 | 1. 7 0 |
| | ②平等な利用の確保 | 2 | 1. 2 0 |
| 2 適正かつ効率的な維持管理 | ①施設の維持管理の考え方、手法及び効果 | 4 | 2. 8 0 |
| | ②施設等の保守点検及び修繕並びに備品等の整備（更新）の考え方、手法及び効果 | 4 | 2. 4 0 |
| 3 アイメッセ山梨の効用の最大限の発揮 | ①利用者の増加を図るための考え方、手法及び効果 | 5 | 3. 7 5 |
| | ②広報活動及び営業活動の考え方、手法及び効果 | 3 | 1. 6 5 |
| | ③サービスの向上の考え方、手法及び効果 | 5 | 3. 0 0 |
| | ④満足度調査の考え方、手法及び効果 | 3 | 1. 6 5 |
| 4 自主事業等の実施 | ①自主事業の考え方、手法及び効果 | 7 | 4. 9 0 |
| | ②収益施設及び自動販売機の運営の考え方、手法及び効果 | 3 | 1. 6 5 |
| 5 的確かつ妥当性のある収支計画 | ①収入・支出の積算と事業計画の整合性 | 6 | 3. 6 0 |
| | ②収入計画の実現性 | 6 | 3. 6 0 |
| 6 人的能力及び経理的基礎 | ①安定的な運営が可能となる人的能力 | 5 | 4. 0 0 |
| | ②安定的な運営が可能となる経理的基盤 | 5 | 4. 0 0 |
| 7 提案価格 | ①納付金の合計額 | 4 0 | 4 0. 0 0 |
| 合 計 | | 1 0 0 | 7 9. 9 0 |

○提案価格（納付金）〔5 年〕

候補者 6 1, 0 0 0 千円（参考：5 年間の平均 1 2, 2 0 0 千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成 1 1 年山梨県条例第 5 4 号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。